

委員会提出議案第3号

市町村振興資金貸付制度の拡充及び地域医療確保のための支援を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和7年3月19日 提出

提出者 文教厚生建設委員会

委員長 堀内和久

市町村振興資金貸付制度の拡充及び 地域医療確保のための支援を求める意見書

近年、公立病院の経営状況は全国的に厳しさを増しており、全国自治体病院協議会が会員病院を対象に実施した緊急調査によると、令和5年度上半期と令和6年度上半期を比較すると、医業収益は1.8%増加したものの、医業費用はそれを上回る3.5%の増加となり、結果として赤字幅が拡大している。通年で見ると、令和5年度の医業利益率は約10.3%のマイナスであったが、令和6年度には約14.5%のマイナスに悪化する見通しである。

橋本市民病院においても同様の状況にあり、令和5年度の医業利益は約9億円の赤字となった。収益改善の取組みを進めるものの、人件費等経費の高騰により、現在も厳しい状況は継続しており、令和6年度の医業利益についても約10億円の赤字となる見通しである。

このような状況の背景には、医師や看護師の不足、人口減少や少子高齢化による医療需要の変化、医療の高度化など、経営環境の急激な変化がある。これらの課題に対応し、持続可能な地域医療提供体制を確保するため、総務省が策定した「公立病院経営強化ガイドライン」を参考に、本市においても、令和4年度に「橋本市民病院経営強化プラン」を策定し、経営強化の推進を図っているところである。

しかしながら、令和6年度の診療報酬改定では、その多くは看護師や薬剤師の処遇改善に充てられ、実質的な経営改善には十分とは言えず、このため、病院経営のさらなる悪化が懸念されている。

橋本市民病院が今後も地域医療の中核としての役割を果たしていくためには、病院独自で経営改善の強化を図ることに加え、県からの支援が不可欠である。

よって橋本市議会は、県に対し、市民病院経営の財政基盤の安定化に向け、以下の措置を実施するよう強く要望する。

記

1. 市町村振興資金において、資金の不足額が確定する前でも、明らかに不足が見込まれる場合においては貸付対象とし、速やかに貸付を行うとともに、十分な貸付予算を確保されたい。
2. 公立病院の地域医療確保のための支援については、国において様々な財政措置が講じられているが、将来的な負担となる起債や貸付ではなく、資金の不足が見込まれる状況において不足額を補助するような新たな制度を県において創設されたい。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日
橋本市議会

(意見書提出先)
和歌山県知事